

公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

令和3年4月30日

最高管理責任者

公立大学法人名桜大学

理事長決定

(目的)

第1条 この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）並びに「公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程」に基づき、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この処分方針に係る「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

(対象)

第3条 この処分方針に係る適用対象は、公立大学法人名桜大学(以下「本学」という。)の公的研究費の取引に関するすべての取引業者とする。

(不正取引への対応)

第4条 最高管理責任者（理事長）は、公立大学法人名桜大学固定資産及び物品等調達規程第6条に定める不正行為のほか、次の各号に定める不正行為があったと認められる取引業者に対して、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 預け金や架空請求などの不正取引
- (2) 提出書類の意図的な改ざん
- (3) 本学の職員に絡む贈収賄
- (4) その他社会的な規範から逸脱した行為

(取引停止期間)

第5条 不正な取引に関与した業者に対する取引停止の期間については、不正への関与の程度、金額等に応じ、1か月以上1年以下の期間において、その都度、最高管理責任者が決定する。

- 2 最高管理責任者は前項において、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることができる。
- 3 最高管理責任者は、取引の停止を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるとき又は情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは、取引停止の期間を変更することができる。

(取引停止措置の通知)

第6条 最高管理責任者は、取引停止又は取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(不正取引対策に関するルールの周知)

第7条 不正取引対策に関する各号のルールについて、業者へ周知を行うものとする。

(1) 名桜大学における公的研究費の取り扱いに関する留意事項

(2) 公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

2 周知方法は、本学ホームページに常時掲載することにより行う。

3 周知の時期、回数に関しては、常時ホームページに掲載するとともに、内容に変更があった場合には速やかにホームページを更新するものとする。

(誓約書の徴取)

第8条 公的研究費を財源とする物品等購入、賃貸借、請負等に関して、1件当たり50万円を超える取引が発生した取引業者に対し、不正を行わない旨等を記した誓約書の提出を、原則として、年度1回徴取するものとする。

2 次の各号の者は、誓約書の徴取の対象から除くものとする。

(1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関

(2) 学校法人

(3) 国際組織、外国企業等

(4) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者

(5) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所

(6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者

3 誓約書の様式は、別紙のとおりとする。

4 本学の不正取引対策に関する方針やルール等を見直した場合には、誓約書をあらためて徴取することとする。

(取引状況の確認)

第9条 事務局は特定業者への発注等が必要以上に存在していないか適宜把握するとともに、必要に応じて本学の未払金と業者の売掛金を照合するなど取引状況の実態確認を行う。

(庶務)

第10条 この方針に関わる事務手続きは、事務局が行う。

(方針の改廃)

第11条 この方針の改廃については、研究費不正防止推進委員会及び法人運営会議の議を経て理事長が行う。

附 則

この方針は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第4条関係

固定資産及び物品等調達規程

(取引の停止)

第6条 次の各号の一に該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする。

- (1) 登録申請にあたり虚偽の申告をした者
- (2) 入札又は見積りにあたり、他社と価格調整等の協議を行った者
- (3) 契約の履行に際し、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し、不正の行為があったと認められるもの
- (4) その他不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの

2 公的研究費に関し、前項に規定する不正行為、またその他の不正行為が発覚した時の対応及び処分方針については別に定める。

3 公的研究費以外の本法人のすべての調達等において、不正行為が発覚した時の対応及び処分については、第2項に準じてこれを適用する。